
<研究論文>

情報システム監査の需要構造に関する一考察

A Study about How Information System Audit Demanded in the Information Society

沼野 伸生
Nobuo Numano

株式会社沼野 Associates

概要

本稿は、今日における情報システム監査の需要構造を分析的に考察し、既存の監査需要論を拡張した、今日の情報システム監査の需要構造を明らかにすることを目的としている。

本稿では、拙稿基礎論文から情報システムの本質的特性、当事者構造とその特徴を振り返り、各当事者の基本的欲求に基づく行動として、「仕事の委託者」による統制行動、「仕事の受託者」による説明責任遂行行動、「利用者・利害関係者」による関心行動、及び「情報システム提供者」による説明責任遂行行動を抽出した。そして、その行動の特性を分析し、各行動の中での情報システム監査の意義を整理した。

その後先行研究の監査需要論を概観した上で、それとの対比で、今日の情報システム監査の需要構造考察に当たり留意すべき点として、①情報システムの“不完全性”（安全性、信頼性、効率性等の追及における避けがたい失敗リスクの存在）、②「利用者・利害関係者」の当事者としての存在の大きさと特性、及び③当事者間の顕著な“情報格差”の3点を挙げた。そしてこれら3点を踏まえ、情報システムの健全な利活用促進を図る上では、各当事者の相互信頼関係の確立が基本であり、相互信頼関係の確立には各当事者（特に「仕事の受託者」、「情報システム提供者」（与えられた権限を行使する者））の説明責任遂行とその信頼性の担保が欠かせず、ここにこの説明責任遂行と不可分の、説明責任遂行に信頼性を付与し実効あらしめる情報システム監査が必要される本質があると指摘した。

キーワード： 情報システム監査、需要構造、説明責任、情報格差

はじめに

本稿は、情報システム監査¹⁾の法制化も含めた社会制度化の在り方、及びその課題考察の一環として、今日における情報システム監査の需要構造を分析的に考察することを目的としている。その内容は、先に発表した研究

ノート²⁾「システム監査」再考、及び研究論文³⁾「情報システム監査及びその社会制度化の今日的意義」に基礎を置いている。

本稿のはじめに、研究論文「情報システム監査及びその社会制度化の今日的意義」（以下、基礎論文）の概要について触れておきた

い。

基礎論文は、本稿を含めた情報システム監査の社会制度化の在り方、及びその課題考察に係る一連の研究の基礎研究として、情報システム監査及びその社会制度化の今日的意義を、可能な限り分析的に示すことを目的としたものであった。

その内容は、情報化社会の進展とそれがもたらす負の影響を概観した上で、まず情報システム監査の今日的意義を考察し、組織経営者(仕事の委託者)の視点からは間接的統制ツールとして、被監査部門(仕事の受託者)の視点からは説明責任遂行手段として、また利害関係者の視点からは客観的評価情報の入手手段としての情報システム監査の意義を指摘した。その過程で、情報システムの持つ「不完全性」等の本質的特性を抽出し、また、「利用者・利害関係者」を加えた情報システム監査の新たな当事者モデルを提案した。

そして、それらを踏まえ、情報システム監査の社会制度化の今日的意義を「IT依存社会のリスク低減策(ITの社会統治要請)」、「当事者の説明責任遂行支援」、「利用者・利害関係者に対する情報提供」、そして「産業競争力強化(国際競争力強化)」の4点に整理した。

以下、本稿ではこの基礎論文を踏まえ、情報システム監査の需要構造について更に考察を深め、先行研究の監査需要論も確認した上で、今日の情報システム監査の需要構造の本質を明らかにすることを目的としている。

1. 情報システム監査とは(議論の前提として)

はじめに、本稿の主題である情報システム監査について、本稿での定義をしておきたい。

基礎論文でも指摘した通り、「監査」は、その実施の背景に、仕事の委託・受託関係が存在し、基本的には、仕事を委託した者、仕事を受託した者、及び第三者(監査人)の三者関係(3者モデル)で成り立つ概念である。

そして、組織活動、社会(市民)生活が情報システムへ大きく依存し、特に社会的システム⁴⁾では、もはや情報システムをその当事者組織の経営の問題としてだけで捉える時代は終わった現在、情報システム監査の当事者モデルは、この三者関係(3者モデル)に、利用者あるいは社会(市民)という「利用者・利害関係者」も明確に含めた新たなモデル(4者モデル)として捉え直す必要があると指摘した。

そこで、本稿では情報システム監査を以下の通り定義^{1) 2)}し、議論の前提としたい。

【情報システム監査とは、情報システムに関する仕事の委託者(権限を付与する者)、仕事の受託者(付与された権限を行使する者)、仕事の結果の利用者・利害関係者(権限の行使の影響を受ける者)、及び監査人を当事者とし、情報システムに関する仕事の受託者(付与された権限を行使する者)の行為を、他の当事者から独立した監査人が、当事者の合意、納得する監査テーマ、基準に基づき評価し、その結果を監査人の結論として監査の依頼者に報告するもの。】

ここで、「監査テーマ」とは、監査目的実現のために、何処に焦点をおき監査するかを表した監査の主題であり、監査人が監査報告書において結論を述べるターゲットである。監査テーマは基本的に情報システムの品質特性がとり上げられ、安全性、信頼性、有効性、遵守性などがその代表的なものといえる。

“基準”とは、監査人が監査テーマに対する結論を導くために、監査の対象を評価する際の判断の尺度である。監査人は、監査対象を“基準”に基づき評価し、“監査テーマ”に対する監査人の結論を形成する。

“監査の依頼者”とは、監査を発意する者であり、それぞれの当事者が、それぞれの基本

的欲求（2.3項で後述）に基づき“監査の依頼者”になり得、また当事者の基本的欲求の充足を支援するための社会制度（監査制度）も“監査の依頼者”と位置づけられる。

ここで、情報システム監査は上記定義から、監査対象から独立した専門家による、監査対象に対する何らかの保証（信頼性の付与）がその本質的意義である点を明確に認識しておきたい。その意味において、研究ノート²⁾「システム監査」再考」でも指摘したとおり、情報システム監査は、システムコンサルティング（知識、経験、ノウハウを持つ者による、指導、助言）とは、当事者構造、評価基準、結果の再現性、成果物などその本質において異なるものであることにも留意したい。

情報システム監査はそれ自体を単独で実施する場合の他、会計監査、監査役監査など他の監査の中で、その情報システムに係る部分の一部としてその手段が活用される場合がある。

本稿では、議論を単純化する意味で、単独で実施する情報システム監査を想定し論を進めることとする。他の監査の一環で情報システム監査の手段が活用される場合も、本稿の議論の主旨を基本的にそのまま拡張適用できると考えるからである。

2. 今日における情報システム監査の需要構造の考察

2.1 情報システムの本質的特性

情報システム監査の需要構造の考察にあたり、最初に、その背景の一つとなる、情報システムの本質的特性を、基礎論文から簡単に振り返っておきたい。

基礎論文では、ITの特性を切り口とした情報システムの本質的特性として、不完全性、影響の広範囲性、組織横断的な情報・機能連携の容易性、機能実態（ソフトウェア）の不可視性、飛躍的省力化・効率化の潜在力及び

新たな価値創造の潜在性、運用・利用状況の変動性、そして開発に多額の投資・長期間を要する可能性の7つを抽出した。

ここでは、特に本稿での考察に強く関連する不完全性、影響の広範囲性、及び機能実態（ソフトウェア）の不可視性について再確認しておきたい。

①不完全性（安全性、信頼性、効率性等の追及における避けがたい失敗リスクの存在）

ITの根源は自然科学（自然法則）であり、言うまでもなく、それ自身に意思はない。従って、ITを利用する情報システムの戦略立案、企画、開発、運用、保守、そして利用等は、その目的を前提に、全て「人」の意思、判断、行為によって実現される。そしてこの関わる「人（＝人間）」の不完全性を考えた時、ITを利用した情報システムは、本質的には不完全なものと言わざるを得ず、更に、ITの急速、かつ飛躍的な発展、進化とその高い技術的専門性が情報システムの不完全性を一層特徴付ける。

従って、情報システムを考察するに当たり、この不完全性（避けがたい失敗リスクの存在）を正面から認識することが重要であると指摘した。

②影響の広範囲性

ITの高密度集積技術等による超高速、大量情報処理能力（所謂「時間の克服」）は、情報システムにおける情報集中、機能集約・結合化をもたらし、これが情報システムの影響を飛躍的に広範囲化する。更に、情報通信技術の革新による超高速、大容量通信能力（所謂「距離の克服」）は、情報システムの広域化をもたらし、これも情報システムの影響を広範囲化する。

この影響の飛躍的広範囲性も、情報システムのもつ本質的特性として大きいと指摘した。

③機能実態（ソフトウェア）の不可視性

ITを利用した情報システムの機能実態の一つはソフトウェアである。そして、そのソフトウェアの本質的不可視性は情報システムの大きな特徴である。

従って、本質的に不可視なソフトウェアを含む情報システムでは、情報システムの戦略立案、企画、開発、運用、保守、そして利用等そのライフサイクル全般にわたって、適切な記録（証跡）の確保やその他必要なコントロールを組み込むなど、特に前記特性①（不完全性）、②（影響の広範囲性）とも関連し、特別な配慮が必要であることを指摘した。

2.2 情報システムに関する当事者構造とその特徴²⁾

次に、基礎論文でも触れた、情報システムに関する当事者構造を再確認しておきたい。

情報システムに関する当事者として、第一に、情報システムの開発等を意思決定し、資源、権限を付与し、実行を指示する者（「仕事の委託者」：力を与える者）が存在する。

第二に、「仕事の委託者」の指示を受け、与えられた資源、権限を活用し、情報システムに関し指示されたことを実行する者（「仕

事の受託者」：授かった力を行使する者）が存在する。

第三に、情報システムはそれ自体に価値があるのでなく、それを利用（使用）しその目的を達成することによって価値が生まれるものであることから、「仕事の受託者」の成果の利用者、利害関係をもつ者（「利用者・利害関係者」：力の行使の影響を受ける者）が存在する。

情報システムに関するプリミティブな当事者として、この3者（「仕事の委託者」、「仕事の受託者」、「利用者・利害関係者」）を措定し、情報システムに関する当事者構造は図2.2-1のとおり示すことができる。

前記1（情報システム監査とは（議論の前提として））における、本稿での情報システム監査の定義はこれを下敷きにしている。

そして、この当事者構造の大きな特徴として以下の2点を指摘することができる。

まず、第一の特徴は、ITの急速、飛躍的發展・進化とその高い技術的専門性などにより、各当事者間に情報システムに関する顕著な情報格差が存在することである。具体的には「仕

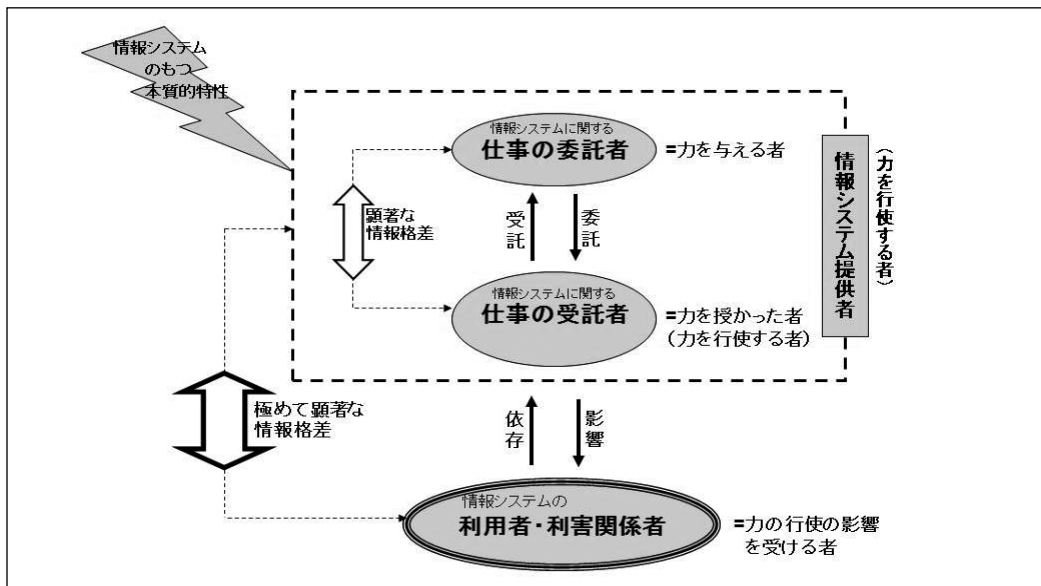


図 2.2-1 情報システムに関する当事者構造

事の委託者」と「仕事の受託者」間、及び「情報システム提供者」（図表 2.2-1 上の破線で括られた部分）と「利用者・利害関係者」間の顕著な情報格差がそれである。特に後者の「情報システム提供者」と「利用者・利害関係者」間の情報格差は、両者が情報システムに関する直接的委託・受託関係にないことなどから、「仕事の委託者」と「仕事の受託者」間に比し、情報格差は極めて顕著となる。

この顕著な情報格差は、相対的に多くの情報を保有する当事者（情報優位者：「仕事の受託者」、「情報システム提供者」）に「モラルハザード」を起こさせる可能性を高め、また、相対的に保有する情報の少ない当事者（情報劣位者：「仕事の委託者」、「利用者・利害関係者」）のリスク認識を高め、「仕事の委託者」が適正な対価を支払わないか、又は仕事の委託に消極的になる可能性を、「利用者・利害関係者」が利用を差し控えるか、又は利害関係に消極的になる可能性を高めることが「情報の経済学^[3]」の知見として得られていることに留意する必要がある。

次に、第二の特徴は、当事者としての「利

用者・利害関係者」の存在の大きさである。先にも述べたとおり、情報システムはそれ自体に価値があるのでなく、それを利用（使用）しその目的を達成することによって価値が生まれるものである。従って、「仕事の受託者」の成果の利用者、利害関係をもつ者（「利用者・利害関係者」）の認識が重要であることは論を待たない。更に重要なことは、情報化の進展が目覚ましい今日では、社会的システムばかりでなく、社会の全ての人々が何らかの情報システムの「利用者・利害関係者」であることから、「仕事の委託者」、「仕事の受託者」にも増して、「利用者・利害関係者」の存在が大きいのということである。これは、今日の情報システム監査の需要構造の考察に当たって、「利用者・利害関係者」の視点が欠かせないことを示唆しているといえる。

2.3 各当事者の基本的欲求に基づく行動とその特性^{[2][3]}

前記 2.2（情報システムに関する当事者構造とその特徴）を踏まえ、各当事者の基本的欲求に基づく行動（図表 2.3-1 上の太矢印で示した当事者相互関係等から必然的に執られ

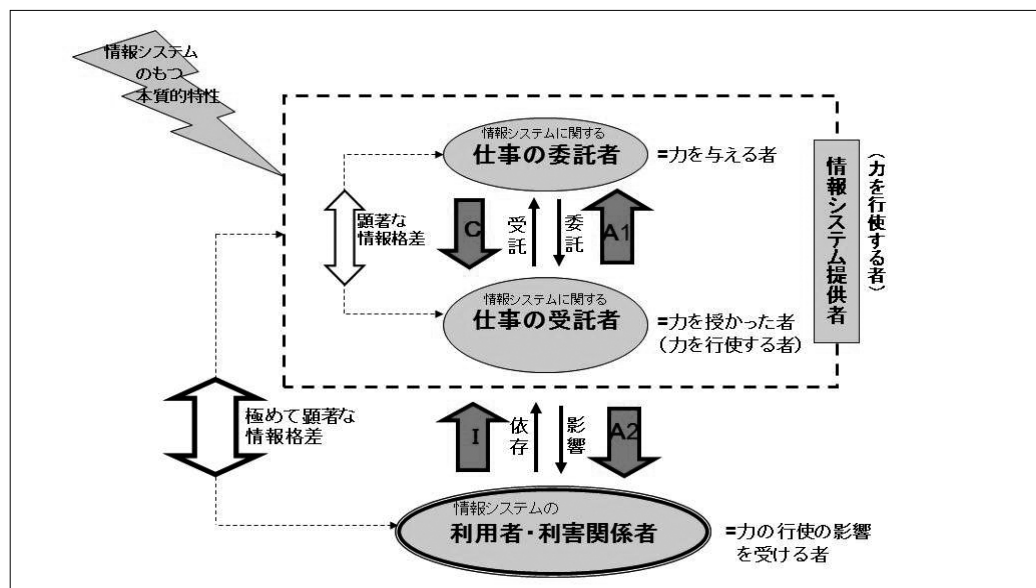


図 2.3-1 情報システムに関する各当事者の持つ基本的欲求

る、または求められる対応)を抽出し、その特性を考察する。

(1)「仕事の委託者」による統制行動、及び「利用者・利害関係者」による関心行動

「仕事の委託者」の基本的欲求に基づく行動として、「仕事の受託者」に対する統制行動(図表 2.3-1 上の太矢印“C”: control)が挙げられる。「仕事の委託者」による統制行動の第一義的目的は、情報システムの本質的特性がもたらす避け難い失敗リスクの存在を背景に、問題の未然防止にある。

また、「利用者・利害関係者」の基本的欲求に基づく行動として、「情報システム提供者」(図表 2.3-1 上の破線で括られた部分)に対する関心行動(図表 2.3-1 上の太矢印“I”: interest)が挙げられる。「利用者・利害関係者」による関心行動の第一義的目的は、「利用者・利害関係者」として、当該情報システムの利用等の関わりに関する判断情報の収集(意思決定のための情報収集)にある。

この統制行動(図表 2.3-1 上の太矢印“C”)、関心行動(図表 2.3-1 上の太矢印“I”)の特性として、例えば以下が挙げられる。

- a. 統制行動、関心行動は、「仕事の受託者」及び「情報システム提供者」のモラルハザードを牽制する効果が期待できる。
- b. 統制行動、関心行動は、「仕事の受託者」及び「情報システム提供者」の説明責任遂行行動に影響を受ける。(「仕事の受託者」、「情報システム提供者」による説明責任遂行行動は統制行動、関心行動を抑制、代替する効果を持つ場合もある。)
- c. 顕著な“情報格差”により、「仕事の委託者」自身のみでは実質十分な統制行動が執れない場合も想定される。
- d. 「利用者・利害関係者」には実質的に利用、関わりの意思決定権がない場合も多く、関心行動の手段、程度、及び効果は限定的な場合が多い⁵⁾。

すなわち、

①情報システムによって提供されるサービスの利用、利害関係を介しての繋がりであり情報システムに関する直接的委託・受託関係にはない。

②結果、「情報システム提供者」からの受身の情報取得が主体となり、実質情報システムは所与のものとして受入れざるを得ない場合も多い。

③会社や社会の基盤システムで他に代替システムがない場合には、実質的に「利用者・利害関係者」に利用、関わりの意思決定権はない。

e. 「利用者・利害関係者」は個別であることから、一般的に制度化などの支援措置がない限り関心行動は纏まった力とはなり難い。(社会的システムでは「利用者・利害関係者」の範囲は不特定多数であり、また「利用者・利害関係者」に利用、関わりの意思決定権が事実上ないことから、法制化を含めた強い支援措置がない限り「利用者・利害関係者」は実質的な関心行動は執り得ない。)

(2)「仕事の受託者」及び「情報システム提供者」による説明責任遂行行動

「仕事の受託者」の基本的欲求に基づく行動として、「仕事の委託者」に対する説明責任遂行行動(図表 2.3-1 上の太矢印“A 1”: accountability 1)が挙げられる。

また、「情報システム提供者」の基本的欲求に基づく行動として、「利用者・利害関係者」に対する説明責任遂行行動(図表 2.3-1 上の太矢印“A 2”: accountability 2)が挙げられる。説明責任遂行行動の第一義的目的は、情報システムの本質的特性がもたらす避け難い失敗リスクの存在を背景に、共に自ら(「仕事の受託者」及び「情報システム提供者」)の正当性を示すこと(やることはやっていたことの説明)にある。

この説明責任遂行行動（図表 2.3-1 上の太矢印“A 1”及び“A 2”）の特性として、例えば以下が挙げられる。

- a. 情報システムの実態を一番知っている者による説明行動である。
- b. 自らの行為の自らによる説明であり、説得力に本質的な限界を有する。
- c. 避け難い失敗リスクが顕在化した場合に、「仕事の受託者」、「情報システム提供者」が負う責任の低減が期待できる。（やることはやっていたことの説明による一部免責効果が期待できる。）
- d. 説明責任遂行行動は「仕事の委託者」の統制行動、「利用者・利害関係者」の関心行動に影響を与える。（「仕事の委託者」による統制行動、「利用者・利害関係者」の関心行動を抑制する効果を持つ場合も。）
- e. 顕著な“情報格差”が引き起こす、「仕事の委託者」、及び「利用者・利害関係者」の負の行動（「仕事の委託者」の適正な対価を支払わないか、又は仕事の委託に消極的になる可能性、「利用者・利害関係者」の利用を差し控えるか、又は利害関係に消極的になる可能性など）を抑える効果が期待できる。

2.4 各当事者にとっての情報システム監査の意義

前記 2.2（情報システムに関する当事者構造とその特徴）、及び、同 2.3（各当事者の基本的欲求に基づく行動とその特性）を踏まえ、各当事者の基本的欲求に基づく行動の中での情報システム監査の意義を考察する。

(1) 統制行動、及び関心行動における情報システム監査

「仕事の委託者」による統制行動（図表 2.3-1 上の太矢印“C”）は、概ね、動機付け、モニタリング、及び監督・指導に区分でき、モニタリングは動機付け、監督・指導の前提をなす。

また、「利用者・利害関係者」による関心

行動（図表 2.3-1 上の太矢印“I”）は、概ね、モニタリング、及び回避に区分できる。

そして、モニタリングの一つに位置づけられる情報システム監査の意義は、以下のよう

に総括できる。

まず、第一に、情報システム監査は、監査人の介在により、「仕事の受託者」及び「情報システム提供者」のモラルハザードへの牽制機能を果たし、また、避けがたい失敗リスクの低減に寄与する可能性（当事者以外の情報システム監査人の目で評価、確認することにより当事者では気付かなかった問題、課題が抽出できる可能性）が挙げられる。

第二に、統制行動としての情報システム監査は「仕事の受託者」による説明責任遂行行動としての情報システム監査の受査と、また関心行動としての情報システム監査は「情報システム提供者」による説明責任遂行行動としての情報システム監査の受査と表裏一体をなし、一つの情報システム監査が両面の役割を果たす点で効率的であることが挙げられる。

(2) 説明責任遂行行動における情報システム監査の受査

「仕事の受託者」による説明責任遂行行動（図表 2.3-1 上の太矢印“A 1”）、また「情報システム提供者」による説明責任遂行行動（図表 2.3-1 上の太矢印“A 2”）は、概ね、情報開示、及び開示情報への信頼付与に区分できる。

開示情報への信頼付与の典型である情報システム監査の受査の意義は、前記 2.3（各当事者の基本的欲求に基づく行動とその特性）を踏まえ、以下のように総括できる。

まず、第一に、情報システム監査は、監査人の介在により、顕著な“情報格差”の緩和が図られ、「仕事の委託者」の負の行動（適正な対価を支払わないか、又は、仕事の委託に消極的になる可能性）、「利用者・利害関係

者」の負の行動（利用を差し控えるか、又は、利害関係に消極的になる可能性）を抑える効果が期待できる。

第二に、説明責任遂行行動を情報システム監査の受査により保証することで、説明責任遂行行動の説得力を高めることができる。

そして、第三に、説明責任遂行行動における情報システム監査の受査は、統制行動、及び関心行動における情報システム監査と表裏一体をなし、一つの情報システム監査が両面の役割を果たす点で効率的であることが挙げられる。

2.5 先行研究の監査需要論と情報システム監査の需要構造

これまで本稿では、まず情報システム監査の定義を示した上で（1項）、情報システム監査の需要構造の考察に当たりその背景の一つとなる情報システムの本質的特性を基礎論文から振り返った。（2.1項）

その後情報システムに関する当事者構造とその後情報システムに関する当事者構造とその特徴を再確認した上で（2.2項）、各当事者の持つ基本的欲求に基づく行動とその特性を考察した。（2.3項）

更にそれらを踏まえ、各当事者の基本的欲求に基づく行動の中での情報システム監査の意義を考察した。（2.4項）

ここでは、監査需要論の主な先行研究を概観した上で、これまでの考察を基に、今日における情報システム監査の需要構造を先行研究との関係で特徴づけたい。

(1) 先行研究の監査需要論⁶⁾ [4]

監査需要に関する研究は主として財務諸表監査を中心とした会計監査の分野で深められてきた。そして、先行研究の主なものとして、スチュワードシップ（モニタリング）仮説、情報仮説、及び保険仮説が知られている。

それぞれの仮説の主旨は概略以下のとおりである。

スチュワードシップ（モニタリング）仮説

とは、まず企業の出資者とその企業の経営者を想定する。この出資者と経営者の間には企業経営の委託、受託契約関係があると共に、それぞれが独立に自己の利益の最大化を図るものであることも想定する。

そしてその結果、出資者は、経営者が出資者の意に反し自己の利益を追求するリスクに対しコストを支出して統制（例えばモニタリング）するか、そのリスクに見合う額だけ委託費用の減額を行う誘引があるとする。

一方経営者は、財務諸表を中心とした経営情報を開示し、出資者のリスク認識の低減を図り、それに連動した統制、または委託費の減額圧力を避けようとする誘引があるとする。

このような中で、財務諸表を中心とした経営情報の監査は、出資者にとって、経営者が開示する経営情報を通して行う統制（モニタリング）の有効性を高め、また、同時に経営者にとって、開示した経営情報に信頼性が付与されるという点で、出資者、経営者双方にメリットがあり、それが誘引となり監査が必要されるとするものである。

次に情報仮説とは、スチュワードシップ（モニタリング）仮説の代替的（ないし補完的）仮説とされ、監査は、財務諸表を中心とした経営情報の質の改善（信頼性向上）の一つの手段であり、監査済みの経営情報は、その利用者のリスクを軽減し、意思決定を改善し、利益の獲得に寄与することから監査は需要されるとするものである。

また、保険仮説とは、専門家たる経営者の負う損害賠償責任の軽減との関係で主張されるものであり、経営者は監査を受けることにより、同じく専門家たる監査人に財務諸表を中心とした経営情報に関する責任の一部を転嫁することで、経営者が訴訟もしくはそれに係る和解から生じることが懸念される損失を軽減しようと発想し、それが誘引となって経

営者にとっての「保険」機能としての監査が必要されるとするものである。

また、これは専門家として責任の一部を負う監査人が、それに見合う監査報酬を受けることによりコストを経営者に転嫁し、そのコストが経営者により企業の製品、サービスの価格や投資家に対する配当の低下等として社会に転嫁される、所謂経営者のリスクを社会化する手段の一つとして監査が必要されるとの見方もある。

これら3つの仮説は、主として財務諸表監査を中心とした会計監査の分野で研究され、受け入れられてきた仮説である。

そして、その大きな特徴は、①「監査」機能の経済的役割（経済合理性）に焦点を当てて分析的に構想された仮説であること、②「仕事の委託者」（例えば出資者）と「仕事の受託者」（例えば経営者）を当事者として想定し、その間の受託・委託関係を基礎に置いていること、また、③保険仮説は専門家たる経営者の負う損害賠償責任の軽減との関係で主張されるものではあるが、基本的には監査対象業務は適正に実施され得るものとの暗黙の前提に基づき、「監査」はそれを第三者的に確認するものとしている点にあるといえる。

これらの仮説は、会計監査の分野だけに限定されず、幅広く監査の需要を説明する仮説としての拡張性を持ち、情報システム監査の需要を検討するに当たっても有効なものと考えられる。しかし、情報システム監査においては、情報システムの持つ本質的特性、当事者構造とその特徴に対する考慮が欠かせず、その点を踏まえた、今日の情報社会における情報システム監査の需要構造の新たなフレームワークを構想することも情報社会の一層の健全な発展に不可欠と考えられる。

(2) 情報システム監査の需要構造の考察

(2) - 1 考察の基本前提

情報システム監査の需要構造は、基本的に

は前記2.4（各当事者にとっての情報システム監査の意義）で総括した情報システム監査の意義をそのまま需要の源泉とするものと整理することもできる。

しかし、ここでは、社会における情報システムの健全な利活用の一層の促進をその大前提に置き、今日の情報システム監査の需要構造の本質の考察を深めたい。すなわち、今日、情報システムの健全な利活用促進のために如何に情報システム監査は需要されるかの本質を、前記(1)（先行研究の監査需要論）との対比の中で考察する。

(2) - 2 先行研究の監査需要論における前提と情報システム監査

はじめに、情報システムの本質的特性（2.1項）について改めて考えたい。

情報システムの本質的特性の一つに挙げられる“不完全性”（安全性、信頼性、効率性等の追及における避けがたい失敗リスクの存在）は、他の特性である“影響の広範囲性”、“機能実態（ソフトウェア）の不可視性”などとも関係し、情報システムの大きな特性である。

そしてこの“不完全性”（避け難い失敗リスクの存在）は、ITの急速、かつ飛躍的な発展、進化とその高い技術的専門性、また、そのITを利用する情報システムの戦略立案、企画、開発、運用、保守、そして利用等に関わる「人（＝人間）」の不完全性がその背景にあると指摘した。

しかし、ITの急速、かつ飛躍的な発展、進化とその高い技術的専門性は、ITが社会へ利便性を提供し続ける源泉であり、また「人（＝人間）」の不完全性は永遠に受入れざるを得ないものであるとすれば、一層の品質管理の高度化、また緊急事態発生時の事業継続管理等を含めたリスクマネジメントにより補完するとしても、この“不完全性”（避けがたい失敗リスクの存在）は、情報システムに関する各当事者（「仕事の委託者」、「仕事の受託者」、

「利用者・利害関係者」がそれぞれの役割、責任をきちっと果たすことを前提に、(社会がITの利便性を今後も継続的、かつより一層有効に享受していく上で)、全ての当事者が正面から認識し、受入れなければならないものといえる。

これは、先行研究の監査需要論の仮説が、基本的には監査対象業務は適正に実施され得るものとの暗黙の前提に基づき、監査はそれを第三者的に確認するものとしている点と大きく異なる点である。

次に、情報システムに関する当事者構造とその特徴(2.2項)について再確認したい。

情報システムに関する当事者は、第一に、情報システムの開発等を意思決定し、資源、権限を付与し、実行を指示する者(「仕事の委託者」：力を与える者)、第二に、「仕事の委託者」の指示を受け、与えられた資源、権限を活用し、情報システムに関し指示されたことを実行する者(「仕事の受託者」：授かった力を行使する者)、そして、第三に、「仕事の受託者」の成果の利用者、利害関係をもつ者(「利用者・利害関係者」：力の行使の影響を受ける者)が存在するとした。

また、情報システムはそれ自体に価値があるのでなく、それを利用(使用)しその目的を達成することによって価値が生まれるものであるから、「利用者・利害関係者」は情報システムに関する当事者の中心に位置する者であり、当事者としての「利用者・利害関係者」の明確な認識が重要であるとした。

しかし、「仕事の委託者」、「仕事の受託者」と対等の、また中心にある独立した当事者としての「利用者・利害関係者」の捉え方はこれまで必ずしも明確でなく、情報システムの当事者は「仕事の委託者」と「仕事の受託者」(委託・受託関係)の二者関係で捉えられ、「仕事の委託者」、「仕事の受託者」がそれぞれの立場で「利用者・利害関係者」の立場を想定し、

それぞれの役割、責任遂行の中にそれを反映させてきたといえるのではないだろうか。

今日の情報システム監査の需要構造考察に当たって、この当事者としての「利用者・利害関係者」の考慮も欠かせないものといえる。

これは、先行研究の監査需要論の仮説が、その前提に「仕事の委託者」(例えば出資者)と「仕事の受託者」(例えば経営者)の二者を想定し、その間の受託・委託関係を基礎に置いている点と大きく異なる点である。

更に、各当事者間の顕著な“情報格差”も情報システム監査の需要構造に大きく関係する。

ITの急速、かつ飛躍的な発展、進化とその高い技術的専門性から、情報システムに関する当事者間のこの“情報格差”は、一般の「仕事の委託者」、「仕事の受託者」間のそれより顕著と想定でき、「仕事の委託者」自身のみでは「仕事の受託者」に対し実質十分な統制行動が執れない場合も起こり得るとした。また、「情報システム提供者」と、「利用者・利害関係者」の間の“情報格差”は、その間に情報システムで支えられているサービスの利用契約(約束事)はあっても、情報システムに関する情報開示の契約などは存在しない場合が多いことなどから、「仕事の委託者」と「仕事の受託者」の間の“情報格差”を大きく上回ることになることも指摘した。

この当事者間の顕著な“情報格差”も、先行研究の監査需要論の仮説が想定した当事者間の状況と大きく異なる点といえる。

上記を踏まえ、今日の情報システム監査の需要構造を考察するに当たり留意すべきポイントを、先行研究の監査需要論の前提との比較で要約すると、以下の3点を挙げるができる。

- ①先行研究の監査需要論は、監査対象業務は適正に実施され得るものとの暗黙の前提に基づくが、情報システム監査の需要

構造考察に当たっては、情報システムの“不完全性”（安全性、信頼性、効率性等の追及における避けがたい失敗リスクの存在）を受け入れ、留意することが必要であること。

- ② 先行研究の監査需要論は、「仕事の委託者」と「仕事の受託者」の二者関係（「委託・受託の関係」）を基礎に置いているが、情報システム監査の需要構造考察に当たっては、「仕事の委託者」（力を与える者）、「仕事の受託者」（授かった力を行使する者）、そして、「利用者・利害関係者」（力の行使の影響を受ける者）の三者関係を想定し、また、中心的当事者としての「利用者・利害関係者」の存在の大きさとその特性に留意が必要であること。
- ③ 先行研究の監査需要論における各当事者間の情報格差に比し、情報システムに関する各当事者間の情報格差は顕著であり、「情報システム提供者」と「利用者・利害関係者」間の情報格差は更に大きい

ことに留意が必要であること。

(2) - 3 今日の情報システム監査の需要構造 (図表 2.5-1 参照)

前記 (2) - 2 で抽出した、情報システム監査の需要構造を考察するに当たり留意すべき3つのポイントを踏まえ、今日、情報システムの健全な利活用促進のために如何に情報システム監査が必要されるかを考察する。

まず、情報システムの“不完全性”（安全性、信頼性、効率性等の追及における避けがたい失敗リスクの存在）について考えたい。

情報システムに関する全ての当事者（「仕事の委託者」、「仕事の受託者」、「利用者・利害関係者」）が、情報システムの“不完全性”（避けがたい失敗リスクの存在）を正面から認識し、受け入れた上で、情報システムの健全な利活用を促進していくためには、例えば「仕事の委託者」は、要求を明確にして、相当の対価を支出し、「仕事の委託者」として必要な協力・支援を行い、「仕事の受託者」は、受託業務を真摯に遂行し（やるべきことをき

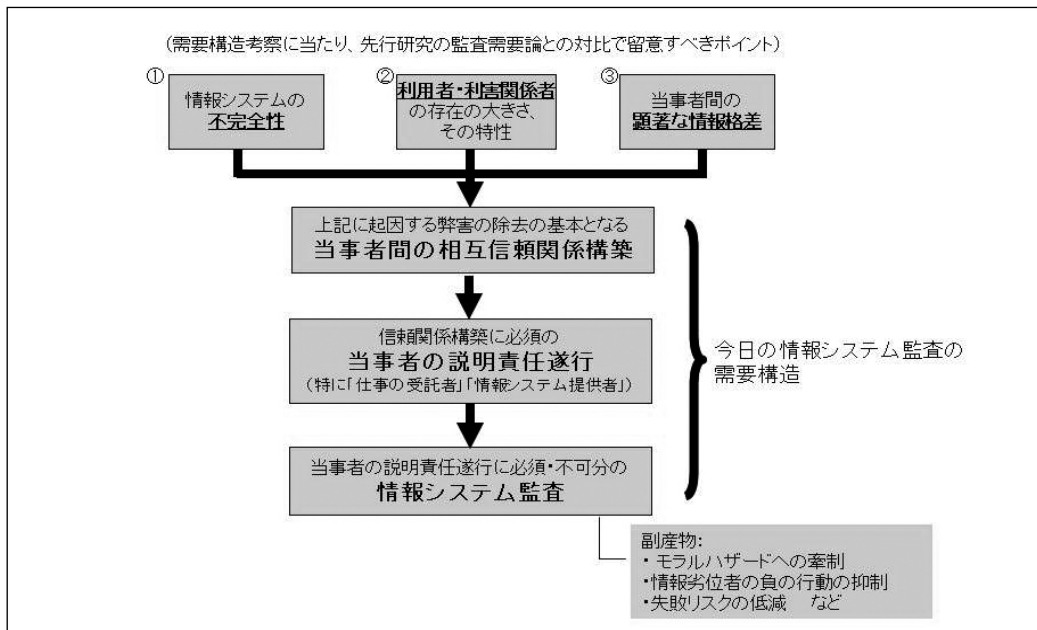


図 2.5-1 今日の情報システム監査の需要構造

～情報システムの健全な利活用促進のために如何に情報システム監査は必要されるか～

ちとやり)、その状況を「仕事の委託者」に明らかにし、「利用者・利害関係者」は、情報システムを必要なものとして受け入れてルールに従って利用し、利用上の意見(問題点、改善要望等)を発信するなど、何よりも各当事者がそれぞれの役割、責任をきちっと果たしていることについての相互信頼関係の確立がその基本といえる。

次に、情報システムに関する中心的当事者である「利用者・利害関係者」について考えたい。

「利用者・利害関係者」は情報システムに関する中心的当事者ではあるが、情報システムによって提供されるサービスの利用、利害関係を介しての繋がり、で、「情報システム提供者」とは情報システムに関する直接的委託・受託関係にはない。従って、「情報システム提供者」からの受身の情報取得が主体となり、実質情報システムは所与のものとして受け入れざるを得ない場合も多く、更に会社や社会の基盤システムで他に代替システムがない場合には、実質的に「利用者・利害関係者」に利用、関わりの意思決定権はないと、前記2.3(各当事者の基本的欲求に基づく行動とその特性)で述べた。

情報システムの“不完全性”(避けがたい失敗リスクの存在)を正面から認識し、受け入れ、かつ、このような制約(特性)の中で、「利用者・利害関係者」が積極的に情報システムを利活用していくためには、これも、何よりも各当事者がそれぞれの役割、責任をきちっと果たしていることについての相互信頼関係を確立することがその基本となる。

最後に、当事者間の顕著な“情報格差”について考えたい。

当事者間の顕著な“情報格差”に起因する弊害を乗り越え、情報システムの健全な利活用を促進するためには、これも、何よりも各当事者がそれぞれの役割、責任をきちっと果

たしていることについての相互信頼関係の確立が基本的事項として欠かせない。

上記の通り、情報システムの健全な利活用を促進する上では、①情報システムの“不完全性”(安全性、信頼性、効率性等の追及における避けがたい失敗リスクの存在)の受け入れ、②中心的当事者である「利用者・利害関係者」の特性の考慮、及び③当事者間の顕著な“情報格差”への対応が必須であり、これには、何よりも各当事者がそれぞれの役割、責任をきちっと果たしていることについての相互信頼関係の確立が基本となる。

そして、この相互信頼関係の確立には、各当事者(特に「仕事の受託者」、「情報システム提供者」(与えられた権限を行使する者))の説明責任遂行(やるべきことはやっていることを自ら説明すること)とその信頼性の担保が不可欠であり、これに呼応して、この説明責任遂行と不可分の、説明責任遂行に信頼性を付与し実効あらしめる情報システム監査が必要されることになる。

情報システム監査は、情報システム監査人の介入により、当事者以外の情報システム監査人の目で評価、確認することにより、当事者では気付かなかった問題、課題が抽出できるなど、避けがたい失敗リスクの低減に寄与する可能性をもつこと、また、“情報格差”の緩和を通し、「仕事の受託者」、「情報システム提供者」のモラルハザードへの牽制効果を果たし、更に「仕事の委託者」、「利用者・利害関係者」の負の行動(「仕事の委託者」の適正な対価を支払わないか、又は仕事の委託に消極的になる可能性、及び、「利用者・利害関係者」の利用を差し控えるか、又は利害関係に消極的になる可能性など)を抑える効果が期待できると、前記2.4(各当事者にとっての情報システム監査の意義)で述べた。

しかし、社会における情報システムの健全な利活用の一層の促進というコンテクストに

において、これらはもはや情報システム監査の副次的な効用に過ぎず、今日の情報システム監査需要の本質ではない。

先行研究の監査需要論は、「監査」機能の経済的役割（経済合理性）に焦点を当てて分析的に構想されたものであった。しかし、今日の情報システム監査は、最終的には経済合理性に結びつくとしても、その需要の本質は経済的役割（経済合理性）ではなく、情報システムに関する各当事者の相互信頼関係構築の必要性にあり、相互信頼関係構築を、当事者（特に「仕事の受託者」、「情報システム提供者」（与えられた権限を行使する者））の説明責任遂行に信頼性を付与することでこれを実効あらしめ、結果として情報システムの健全な利活用促進に役立ち、更に IT ガバナンスの確立に寄与し、ひいては、社会が IT の利便性を今後も継続的、かつより一層有効に享受していくために、需要されると考えるべきである。

おわりに

本稿は、研究ノート²⁾「システム監査」再考、及び研究論文³⁾「情報システム監査及びその社会制度化の今日的意義」を基礎に置き、情報システム監査の需要構造について更に考察を深め、既存の監査需要論を拡張した、今日の情報システム監査の需要構造を明らかにすることを目的とした。

そして、その考察に当たっては、先行研究の監査需要論にも目配りしながら、社会における情報システムの健全な利活用の一層の促進をその大前提に置き、今日、情報システムの健全な利活用促進のために如何に情報システム監査は需要されるかについての本質に少しでも迫ろうと試みたものである。

考えてみれば、あるテーマについて潜在的に利害が対立する当事者間に、その当事者とは独立、かつ客観的立場の専門家（監査人）

を置き、「監査」行為とその結果情報を介し、それぞれの当事者の基本的欲求をある程度に満たして信頼関係を醸成し、そのテーマの良好な発展を図る「監査」は、他の動物にない、人間の英知から生まれた、人間にしかない知恵の賜物ともいえる。

そして、今日この「監査」（情報システム監査）が、情報システムの健全な利活用促進のために、需要されるのである。

謝辞

本論文の完成当たって、2名の匿名レフェリーの先生方から大変重要かつ建設的なご意見、ご指摘を頂きました。ここに記して先生方に深くお礼申し上げます。

<注>

1) 情報システム監査：

通商産業省（現、経済産業省）が1985年1月策定（1996年1月30日改訂）、公表した「システム監査基準」でいうシステム監査に対応する。

「システム」の意味が、必ずしも情報システム（コンピュータを中核とした情報処理のシステム）を意味するだけでなく、広く「仕組み」一般を指す場合が多くなったこと、また ISO（International Organization for Standardization：国際標準化機構）制定の国際規格に基づく各種マネジメントシステムに対する監査を「システム監査」と称する場合もある現状を踏まえ、情報システムを対象とする監査であることを明確にするために、本論文では「システム監査」でなく「情報システム監査」の言葉を使用する。

情報システム監査は情報社会の進展と共に、その役割・機能も変化してきていると考えられ（研究ノート²⁾「システム監査」再考」1項（今日における「システム監査」の社会的意義）参照）、また、助言型監査、

保証型監査など幅広い議論もされていることを踏まえ、本稿の議論の前提を明確にするために、本稿における情報システム監査の定義を1項（情報システム監査とは（議論の前提として））に示し論をすすめる。

本稿における情報システム監査の定義は、アメリカ会計学会基礎的監査概念委員会公表の監査の定義（参考文献[1]）、及び碓氷悟史著「説明責任と説明能力：アカウンタビリティ入門」（参考文献[2]）などの考え方を参考にしている。

- 2) 沼野伸生稿;「システム監査」再考, システム監査, Vol.14, No.2, pp.35 ~ 47(2001)
- 3) 沼野伸生稿;「情報システム監査及びその社会制度化の今日的意義」, システム監査, Vol.15, No.2, pp.19 ~ 37(2002)
- 4) 「社会的システム」は、基礎論文での定義に従い以下を意味する。
 - A. システムの利用者に不特定多数の一般市民を含む情報システム
 例えば、金融機関のATM (Automated Teller Machine) システム、警察、消防等の緊急通報システム、電話等公衆通信サービスシステムなど
 - B. 上記以外の、社会（市民）生活の基盤として機能する公共的システム
 例えば、電気・ガス・水道の供給、（陸海空）交通管制、災害対策等にかかるシステム、行政情報システム など
- 5) 「社会的システム⁴⁾」また、組織の基幹業務システムなどは特にこれが顕著である。これらのシステムは、社会生活上、また組織における業務遂行上利用せざるを得ない、生活基盤、業務基盤の情報システムであるが、「利用者・利害関係者」はそれによって提供されるサービスの利用、利害関係を介しての繋がりであり、情報システムに関する直接的委託・受託関係ではなく、実質情報システムは所与のものとして受入れざ

るを得ない場合が多く、他に代替システムが無い場合には、実質的に「利用者・利害関係者」に利用、関わりの意思決定権はない。

- 6) 先行研究の監査需要論については、ワンダ・A・ウォーレス著、千代田・盛田他訳「ウォーレスの監査論」を参考とした。

<参考文献>

- [1] 青木茂男監訳、鳥羽至英訳「アメリカ会計学会 基礎的監査概念」国元書房（1987.7.10 4版）
 本書では、監査を以下のように定義している。（pp.3）
 「監査とは、経済活動や経済事象についての主張と確立された規準との合致の程度を確かめるために、これらの主張に関する証拠を客観的に収集・評価するとともに、その結果を利害関係をもつ利用者に伝達する体系的な過程である。」
 また、次のような説明も加えられている。
 「監査という用語は、しばしば、特定の監査目的や監査の主題またはその両者を表わすために、記述的な語句によって修飾を受ける。たとえば、財務諸表監査、システム監査、経営監査、業務監査および遵守性監査といった用語に出会う。これらすべての用語は異なった形態の監査契約の可能性を暗示するものであるが、ここに示した定義はこれらすべてを説明するに十分なほど広義である。」
- [2] 碓氷悟史著「説明責任と説明能力：アカウンタビリティ入門」中央経済社（2001.7.10 初版）
 一般に受入れられている説明責任（アカウンタビリティ）に関する契約説は、契約上で説明責任が発生し、契約当事者間、特に受託者から委託者への上方向の説明責任をその主題とする。

一方、碓氷氏の説明責任（アカウンタビリティ）論は、説明責任（アカウンタビリティ）を力の関係で捉え、力の付与または力の行使に関して課せられた責任を果たしたかどうかを説明する責任とする。従って、この中では、契約説が主題とする上方方向の説明責任だけでなく、力を行使する者の行使の影響を受ける者に対する説明責任（例えば、力を付与した者の付与された者への下方方向の説明責任、また力を行使した者のその影響を受ける者への水平方向の説明責任）をも包含するものである。

本稿での情報システム監査の定義（1項）、情報システムに関する当事者構造の記述（2.2項）、及び各当事者の基本的欲求に基づく行動とその特性（2.3項）を考察するに当たり、この碓氷氏の説明責任（アカウンタビリティ）論から多くの示唆を得た。

- [3] 永谷敬三著「入門 情報の経済学」東洋経済新報社（2002.3.7 発行）

経済学の一分野である「情報の経済学」では、市場の取引当事者間に、取引対象に関し保有する情報に差（情報格差）がある状態を「情報の非対称性」として取上げ、市場における「情報の非対称性」は、相対的に多くの情報を保有する当事者（情報優位者）に「モラルハザード」を起こさせる可能性を、また、相対的に保有する情報の少ない当事者（情報劣位者）の不平等を起因とした取引差控え行動が市場を毀損させる可能性（市場が「逆選択」の状態となる可能性）を指摘している。

そして、市場における「情報の非対称性」の弊害への対策の例として、情報優位者による「シグナリング」（情報開示等）を通じた情報格差の縮小、情報劣位者による「スクリーニング」（情報優位者自らの選択行為を通して情報優位者に情報を開示させ

る）を通じた情報格差の縮小が挙げられる。

本稿での、情報システムに関する当事者構造とその特徴（2.2項）、及び各当事者の基本的欲求に基づく行動とその特性（2.3項）を考察するに当たり、「情報の経済学」の知見から多くの示唆を得た。

- [4] ワンダ・A・ウォーレス著、千代田・盛田 他訳「ウォーレスの監査論」同文館（2003.4.20 7版）